

要 旨

我が国における、自然災害時の地方公共団体及び国が保有する公文書等の救援活動については、東日本大震災以降、本格的に実施されている。国立公文書館においても、東日本大震災を契機に被災公文書等の救援活動が実施され、平成 27(2015)年 11 月に「被災公文書等救援チーム」が設置された。しかし、国立公文書における被災公文書等救援事業は、相対的に、地方公共団体に対する事業として認識されているのではないかと。また、行政機関には国立公文書館の取組が十分に周知されていないのではないかと。したがって、本稿では、国立公文書館における被災公文書等救援事業の現状と課題を踏まえ、その課題への対応策を検討し、国立公文書館に今後求められる被災公文書等救援事業について、行政機関に対する実施の視点から考察することを目的とする。

本稿の一連の分析を踏まえ、国立公文書館に今後求められる被災公文書等救援事業について、行政機関に対する実施の視点から、以下の 3 点にまとめた。

第一に、行政機関の職員に対して、国立公文書館が主催する研修等を活用して救援事業の周知を強化すること、被災公文書等への初期対応がイメージしやすいコンテンツを開発すること等により、平常時から取組を行うこと。また、救援事業を実施する際には、救援チームの構成や行政文書を保有する施設の数を考慮し、オンラインによる技術的なノウハウ提供を導入することで、継続性のあるフォローアップを確保すること。つまり、平常時から自然災害による行政文書の被災、そして、被災した行政文書の保全が完了するまでのすべての段階を網羅すること。

第二に、救援チームによる情報収集の効率化、救援チームにおいて情報の整理、分析を行う担当の強化、オンラインを活用した技術的なノウハウの情報提供等により、救援チームの強化や被災した行政文書の保全のために必要な支援の充実を図ること。

第三に、国が、自然災害発生時における行政文書の取扱い等に係る基本的なことについて、行政文書の管理に関するガイドラインで明文化すること等を行い、国立公文書館が、被災公文書等救援事業を実施することで、国と国立公文書館が連携して、行政文書の被災に備え、また被災した際には対応を行うこと。

今後の課題としては、第一に、国の防災制度と業務継続という 2 つの枠組も考慮し、災害時における行政文書の取扱いや被災公文書等救援事業について検討することである。第二に、国立公文書館に今後求められる被災公文書等救援事業について、地方公共団体に対する実施の視点からも検討し、本稿と合せることで、今後、国立公文書館に求められる被災公文書等救援事業の全体像を提示することである。以上、2 つの課題について引き続き検討したい。